Bopyright

著作物の利用について

小社著作物を利用する際の注意点をまとめました。

「誌面や番組で紹介したい」

「授業や会報で使いたい」などさまざまなケースがあり、

事前の許諾申請をお願いすることもございます。

お気軽に小社までお問い合わせください。

岩手日報社公式サイト(https://www.iwate-np.co.jp/)でも

著作権・二次利用について詳しく紹介していますので、

併せてご覧ください。

岩手日報社コンテンツ事業部

〒080-8622 岩手県盛岡市内丸3-7

電 話: 019・601・4646 (平日9~17時)

FAX: 019 • 653 • 0355

メール: chosakuken@iwate-np.co.jp

表紙画像を掲載したい

書評としてご紹介いただく場合、下記2点を 条件に許諾申請することなく表紙画像をご利用 できます。ただし書評がなく、表紙画像だけの 掲載は原則お断りしております。

▽表紙画像を一切加工しない

▽書名、著者名、小社名等を必ず明記する 当サイトの画像を複製してお使いください。 高画質のものをご希望の際はコンテンツ事業部 までご連絡ください。

事後で結構ですので、印刷物の場合は掲載紙・ 誌を1部、ホームページ等の場合は当該ページの URLをお知らせいただけると幸いです。

テレビ・ラジオ等の番組で紹介したい

本そのものを映す(背表紙や裏表紙を含む)、 あらすじを紹介する程度であれば許諾申請は 必要ありません。

一部ページが「ためし読み」として公開されている著作物であれば、公開されているページに限り、許諾申請なしで映したり読んだりできます。 「ためし読み」以外のページを映したり読んだりする場合は事前の許諾申請をお願いします。 「ためし読み」がない著作物も同様です。

読み聞かせや朗読会に使いたい

営利目的でない読み聞かせ・朗読会等は、許諾 申請が不要です。ただし、入場料が発生したり、 朗読者に謝礼(交通費も入ります)を支払ったり する場合は著作権者への使用料が発生します。 事前の申請をお願いします。

大きいサイズに複製したり、プロジェクターで 拡大したりする場合も著作権者の許諾が必要 です。

学校の授業・行事で使いたい

著作権法第35条に基づき、複製したものを授業 や学校行事・ゼミなどで使うことができます。 ただし、学校・学級・PTAの各通信・会報や サークル活動など、授業以外での複製について は許諾申請が必要です。

引用について

著作権法に基づく引用の範囲内であれば、許諾申請は必要ありません。引用した箇所を本文とは明確に区分し、出典も明記してください。 引用を越える場合は許諾申請が必要ですので、 まずはコンテンツ事業部にお問い合わせください。

入試問題、参考書などに使いたい

入試問題への利用は、著作権法に基づき許諾は 必要ありません。原文・原本を一切加工せず、 出典を明記してください。事後、小社に使用した 内容等をお知らせください。

参考書、問題集、模試などに小社著作物を使用 する場合は許諾申請が必要です。